日本国憲法第九条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）
①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②前項の目的を達するため、陸空海軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

I ♥ 9条
みやざき九条の会ニュース No. 32
（封書版） 2015年 1月24日 発行

〒880-0803宮崎市旭1-3-20くすの樹ビル
TEL：0985(24)8820 FAX：0985(22)2937
E-mail: miyazaki9jou@yahoo.co.jp
http://welove9.org/

歴史に学ぶ～新春に想うこと

南 邦和

大義なき衆院解散で国民を愚弄した安倍政権は、新年になってようやくその”本性”を明らかにしてきた。年末のドサクサに紛れての「秘密保護法」の施行に続いて、衆院選の争点から避けてきた「憲法改悪」への具体的な布石である。

『第三の矢は真っ直ぐに憲法へ』
〈朝日川柳〉兵庫県 尾木幸子

その第一のターゲットが昨年六月改正の「国民投票法」への対応としての改憲勢力による”草の根運動”（この言葉は、本来反権力に結集する民意的な発想から出ている）という、日本会議や神道政治連盟などの右翼連合を主体とする多数派工作である。この狙いの背後にわが〈九条の会〉への敵視と警戒があることは論を待たない。その一方で年末から年始にかけて自衛隊の海外派遣を容易にする他国軍後方支援のための新法（恒久法）や「集団的自衛権」行使への”新概念”としての「存立事態」（意味不明）を矢継ぎ早に打ち出してきている。

この事態は、まさに安倍首相による憲法の”私物化”以外になにものでもなく「平和憲法」を出発点とした戦後七十年にわたる日本の民主主義を破壊しようとする政治策謀そのものである。いまや、この国の「立憲主義」はアベ・ヒトラーによる「独裁」へと変質しつつある。この危機的状況の中で、国民（有権者）の政治不信と無関心は、これまでになく深刻な「参政権」放棄の方向へ進んでである。

昨年（二〇一四）は、〈第一次世界大戦〉から百年目に当たる年であり、各メディアを通じてナチス・ドイツを扱った（ヒトラー中心）ドキュメンタリーが多く見られた。大戦終了と共に敗戦ドイツは〈ワイマール共和国〉として「帝国主義」から「民主主義」へと舵を切り替えたが、それも束の間アドルフ・ヒトラーの登場（一九三三）によって「社会主義労働者党」にカモフラージュされたヒトラー総統による独裁体制が進行していくのである。（〈第二次世界大戦〉につながるその後の”第三帝国”崩壊への展開は承知のとおりである）

このヒトラーを風刺した映画に、チャップリンの「独裁者」（一九四〇年作品）があるが、チャップリンのデビュー（一九一四年「成功争い」）からも百年目に当たる。ヒトラーの全盛期、独裁者に追従した幕僚たちと群集の狂気が、その後どんなプロセスを辿ることになったのか、歴史の示すとおりである。アベ・シンゾー首相にチョビ髭をつけると、それはまさにヒトラーの形態模写として通用しそうだ。アベさんの”独裁ぶり”について〈朝日川柳〉から一句

『初会議返事はみんな「御意」で済み』
埼玉県 堀 利男

その安倍首相の政治手法について、経済評論家の内橋克人氏は「トリック（詐術）とレトリック（修辞）によるマネー・メディア・マインドの三つのMのコントロールである」とその正体を喝破している。このアベさんの”手口”はまさにヒトラーの用いた大衆操縦術そっくりの手法である。米テンプル大学ジャパンのジェフ・キングストン教授は、日本で進む「魔女狩り」に欧米の研究者たちが強い懸念を抱いていると発言している。政権批判をする者に「非国民」のレッテルを貼りつけた、あの時代に戻ってはならないと思うのである。

「経済成長」時代の終わり、「安定」時代への道標

藤原　宏志

安倍政権は285兆円もの内部留保金を抱えこんでいる大企業の法人税を3.29%減税すると公表しました。それを補う財源は赤字に苦しむ企業まで対象になる外形標準税を値上げすることなどにより充当するといいます。おそらく政権がもくろむ消費税増税分も、これに充当される可能性が否定できません。これが安倍政権のいう「成長」戦略の一環だとすると呆れる他ありません。ここでは最近日米で話題になっている2冊の経済書が示すグローバル資本主義のいき詰まり論について紹介し、いま何が求められているかを考えてみたいと思います。

＊アベノミクス的「成長」は格差を拡大する

フランスのトマ・ピケテイ氏は「21世紀の資本主義」（みすず書房刊　2014）で18世紀以降の資本家が自己資本を蓄積した経過を丹念に追跡し、資本収益率が経済成長率を上回るかぎり格差は拡大し、やがて資本主義はいき詰まることを示しました。またピケテイは資本収益率が成長率を上回るのは豊富なデータにもとづく「歴史的事実である」と指摘しています。彼（ピケテイ）は長期的にみた経済成長率が1～1.5%、平均的資本収益率が4～5%である結果、資本蓄積は進み格差が拡大することを明らかにしました。さらに、この格差拡大に対する「正しい解決策は資本に対する年次累進税だ」と結論づけています。

＊「グローバル化」した市場経済の終焉

水野和夫氏は「資本主義の終焉と歴史の危機」（集英社新書　2014）でグローバル資本が彼（水野和夫）のいう「フロンテイア」（市場・搾取収奪の対象）を「大陸」から「海」、「電子・金融」さらに「将来」にまで拡大し、もう地球上に拡大の余地を無くしてしまいました。その結果、「資本主義の終わりの始まり。この歴史的危機から目をそらし、対症療法にすぎない政策を打ち続ける国は、この先、大きな痛手を負うはずです」と結んでいます。

＊内需中心による「格差」解消と「安定」経済社会へ

ピケテイ氏も水野氏もマルクス経済学者ではありませんが、その結論が「資本主義の全般的危機」として示したマルクスの所説に似ているのは印象的です。

日本の国民総生産の3分の2は国内需要です。日本は資源がないので技術力を活かして海外へ輸出して稼ぐ、いわゆる「輸出立国」論が喧伝されていますが、実際は外需より内需の比重の方が大きいのです。円安政策により、輸出産業が空前の好景気を謳歌している一方、生活用品の多くを輸入品に頼る消費者は物価高に喘ぐ状況です。安倍政権発足時、1ドル74円でしたが、現在は１２０円です。つまり、日本円の値打ちはざっと3分の2に目減りしたことになります。なけなしの預貯金。通帳の額面は変わりませんが、実際には3分の1がどこかへ飛んでいってしまったのです。マスコミは円安で株価が上がった、賃金が上がった（これも実質賃金は下がり続けているのですが）とアベノミクスを礼賛しますが、この事実については口をつぐんだままです。

大企業（グローバル資本）は３００兆円にも達する内部留保金を抱え込んでいます。戦後の復興期のような「経済成長」はもうありません。大企業法人税率を下げる（安倍政権は法人税を20%台に引き下げ、消費税を10%に引き上げようとしている）のではなく、逆に累進制高める方向に転換し、貯めこんだ内部留保金を吐き出させることです。一部の輸出産業だけが大儲けし、多くの国民がますます生活苦に陥る政策を止めさせ、内需を中心にした節度のある安定経済政策に転換することがいま求められています。さらに格差を拡大しようとするアベノミクスでは、日本の将来に希望はありません。

沖縄知事選と衆院選完勝の示すもの

瀬口　黎生

昨年末の沖縄での知事選と続く衆議院選挙での「オール沖縄」の完勝は民意を示す戦後70年の歴史の中でも、特記するにあたいする快挙でしたし、限りなく私たちを鼓舞するものでした。しかし、安倍政権は沖縄振興予算の削減と辺野古新基地建設費の80倍の増額で、みえみえの嫌がらせと敵意を見せています。これは沖縄はもちろん広く国民の総反撃を誘うものです。これまで原発政策を含めて長年にわたり保守政権によっ

て繰り広げられてきた「アメとムチ政策」による金まみれの、懐柔と脅しが最早通用しなくなったことを表しています。

今回の「オール沖縄」の発端は、２０１３年１月、沖縄全41市町村の首長ら代表がオスプレイの普天間飛行場への配備撤回と同飛行場の県内移設断念、基地負担軽減を求める「建白書」を政府に手渡したことに始まりました。建白書ではアメリカ本土やハワイでさえ住民に配慮して訓練を中止している危険なオスプレイを沖縄配備するのは県民にたいする「差別」であり、復帰40年になっても「米軍はいまだ占領地でもあるがごとくに振る舞い」、日本のあり方が問われていると指摘しています。この県民の声に誠実に応えようとしてこなかった政府への保革を越えた「沖縄の回答」が選挙の結果でした。

第二次大戦の惨禍をふまえて、戦後世界が共有した国際連合を中心とする平和の枠組みがあります。その理想はまだ十分には機能していませんが、大勢の流れはゆるぎないものです。しかし、これに真っ向から抗おうとしているのが、日本会議や神道政治連盟などを基盤とし、ごく一部の側近たちによる亡国の安倍右翼政権です。オールドリベラルから在来保守の一部まで危惧を表明しているのはご存知のとおりです。

沖縄は唯一太平洋戦争の凄惨な地上戦を体験し、１９４５年の敗戦後も間接統治の日本から切り離されて、１９７２年の復帰まで米軍の苛酷な統治下におかれました。そして本土の反基地闘争のあおりを受けて、ここに基地が移され、全国の４／３が集中します。安保条約と世界に類のない日米地位協定の矛盾を端的に表出しているのが沖縄です。すでに１９６２年、ケネディー大統領のベトナム戦争にからむ沖縄政策に反対して、沖縄の琉球立法院は米国の沖縄支配は国連憲章違反であると、全会一致で決議しています。「オール沖縄」の起源をみることができます。半世紀を越える粘り強い取り組みの歴史です。

いま、特定秘密保護法の施行や集団自衛権の行使などをひかえ、憲法９条は戦後最大の危機にあります。沖縄の保革を越えたたたかいの成果から、私たちは汲み取るべきものが多々あると思いますが、先ずなによりも「お任せ民主主義」では駄目で、主体を回復することを１人でも多くの周りの人にはたらきかけて声をあげることです。

小選挙区制による「虚構の多数」のうえで国民の意思を無視し、国際的な信義もふみにじり暴走する政権を、春の統一地方選挙で真の護憲勢力を伸ばして包囲することが大切だと考えます。

新しい「学び」のすすめ

本村　一郎

最近、福沢諭吉の『学問のすすめ』を読み直す機会があり、その中で次のような言葉に触発されました。

「賢人と愚人との別は、学ぶと学ばざるとに由って出来るものなり。」

「凡そ世の中に無知文盲の民ほど憐れむべくまた悪むべきものはあらず。」

「西洋の諺に愚民の上に苛き政府ありとはこの事なり。こは政府の苛きにあらず、愚民の自ら招く災いなり。愚民の上に苛き政府あれば、良民の上にはよき政府あるの理なり。故に今、我日本国においても、この人民ありて、この政治あるなり。」

これは今から一四〇年前の明治五年に書かれたものですが、現在も生き生きと私たちに訴えかけてくるものがあります。

今、日本では政治的無関心の人たちがかなり増えています。昨年12月の総選挙では、投票率が52％と史上最低を記録しました。この二人に一人しか主権者としての権利を行使しなかったことが、与党の絶対多数の獲得という結果をもたらしました。選挙制度の問題が大きいとはいえ、棄権者の影響もそれに劣らず大きいのではないでしょうか。では、なぜ多くの人が棄権したのでしょうか。それは「政治が見えない」つまり、政治と自分の生活とのつながりがわからない状態にされているからではないでしょうか。これは文字は読めても、現実は読めない、いわば「政治的文盲」の状態にされていると言ってもいいのではないでしょうか。

「原発」「沖縄基地」「ＴＰＰ」「経済格差の拡大」「集団的自衛権」「秘密保護法」「憲法改悪の企て」等々の重大な問題があるにもかかわらず、これらを強行する与党がなぜ「圧勝」してしまったのでしょうか。それは、政府の国民に対する「愚民」化政策の勝利とも言えるかもしれません。「愚民の上に苛き政府」という福沢の言葉はとても厳しい指摘ですが、今の日本の現実を見るとその通りだと言わざるをえないのではな

いでしょうか。

では「良民」が多数になるためにはどうしたらいいのでしょうか。それはよく「学ぶ」しかないと思います。今多くの人が生活に追われ、政治どころではない状態にありますが、学ぶこと無しに、主権者になることはできません。今こそ生活から政治が見通せるような新しい「学び」を創り出すことが必要だと思います。

明治の初期、自由民権運動が発展する中で、自分たちで「憲法案」を創り出そうとする人たちが多く生まれました。東京の五日市では、政府の憲法制定が日程に上る中で、毎晩のように学習会を開き「憲法案」（注）を練り上げていきました。その学習会では、常に対立する二つの立場の考え方を対置させ、全員で意見を述べ合ったことが伝えられています。対立討論を組織する中で、討論は白熱し、より高い思想が生み出されたのではないかと思います。このような、思考がダイナミックに発展するような「学び」が求められているのではないでしょうか。「良民の上によき政府」を実現するために私も微力を尽くしたいと思います。

（注）「五日市憲法草案」。一八八〇年代、憲法制定に向けて、全国で80前後作成された私擬憲法の一つで、「日本国憲法」と同じような自由権、平等権、地方自治、君主権より強い国会の権限を明記している。

安倍政権の安全保障政策への不安

P.N. プレイ・フォー・パワー

政府は、憲法9条が許容する「自衛権」の範囲に関する憲法解釈の変更をした2014年7月1日の閣議決定に基づき、関連法案を次の通常国会に提出するため、法整備を着実に進めている。政府はこの憲法解釈変更により、武力の行使に対する憲法９条の制約をゆるめ、従来よりも日本の武力行使の範囲を広げた。「武力による平和」の実現が国の安全保障政策の根幹であるなら、「国」の恣意的な判断により、「国民個人」は多大の被害を受ける。日本人は歴史から学んだはずである。

政府は現在、内閣総理大臣が自衛隊の出動を命ずることのできる「武力攻撃事態」の規定を変更するため、自衛隊法や武力攻撃事態法の法整備を進めている（読売新聞2014年12月30日）。私たち国民は、日本の武力行使について政府がどこまでルールとして客観的な基準を示すのか、注目しなければならない。さらに、政府の安全保障政策に関しては、憲法解釈変更の枠組みのみにとどまるのかさらなる懸念もある。先の閣議決定において政府は、日本の存立や日本国民を守ることが目的であることを強調していたが、しかし同時に、国際協調主義や積極的平和主義にも言及した。安倍首相のこれらの考えは、国際社会の平和のためには日本も積極的に武力を行使して貢献すべきだとの考えのように聞こえる。これは、武力による平和の考えに極めて慎重である憲法9条と必ずしも整合性をもつものではない。実際、この憲法解釈変更は結果として、集団的自衛権の限定行使を容認するものであるため従来の政府解釈と大きく異なる。

集団的自衛権については、一般的に、他国と共同して反撃する権利として、「他国との共同防衛」という認識が共通して存在しているように思われる。閣議決定の説明では、あくまで「日本のため」の憲法解釈変更という点を強調していたが、実際には、アメリカとの同盟力強化のための憲法解釈変更といえる。しかし、この点に関する十分な説明はなされていない。アメリカとの同盟関係は今後も強化されると予想できるにもかかわらず、政府は日本の安全保障政策に関する基本的な立場すら十分に説明していない。

国際協調主義の下、政府がアメリカとの同盟力を強化する方針を今後もさらに進めるのであれば、憲法の枠組みを超えて改正も視野にいれた動きも予想される。改正は、憲法９条が中心であろう。2014年末の総選挙での圧勝により、自民党と公明党は憲法改正も視野に入る数字を獲得した。

国民に対する説明が十分になされないまま、政府の思う通りに憲法が改正されていいわけがない。憲法９条が果たしてきた意義を改めて考え、理解すること。平和について考えること。今、国民はこの点を十分に受け止めなければならない。国の政策に対して、国民が意見を発することの重要性もまた、日本人は歴史から学んだはずである。

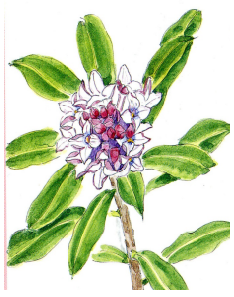

臨淵羨魚

前屋敷　勇

私は41歳から書道を習い始めて27年目になるが、奥が深くてとても真髄を極めるところまでいかない。それでも書道を続けているのは、字を書くことで自己主張したり、人の役に立てればと思っていたりするからだが、脳の活性化にも非常に効果があって、所謂ボケ防止のためにやっているという側面もある。そんな私のことを聞きつけた人からいろんな依頼が飛び込んでくる。講演や会議、イベントなどの横幕や弁士垂れ幕から賞状、色紙、掛け軸など様々だが、これまで依頼を受けて断ったことは一度もない。私にとってそれが書の訓練であり、修行の場であるからだ。最近、日本共産党書道後援会から年頭にあたって一筆書いて欲しいと頼まれた。何でもいいから適当にお任せしますという。実はこれが一番厄介で、題材探しから始めなくてはいけない。そこで、いろいろ迷った挙句「臨淵羨魚」を選んだ。昨秋、掛け軸にして赤旗まつりに出品したものである。「渕に臨みて魚を羨む」と読み、意味は「池の渕に立ってただ泳いでいる魚が欲しいと願っているだけでは手に入れることができない」つまり、それなりの手段や方法を講じなければならないということである。この場合は網や釣道具を用意することになろうか。平和も然り。憲法九条があるから大丈夫と思うのは甘い。現に安倍首相は積極的平和外交と言いつつ、憲法を無視して秘密保護法や集団的自衛権の行使が可能と勝手に解釈変更するのだから。私たちが平和憲法を守りたいと願っているだけではだめな時代になってきているのだ。歴史を逆戻りさせようとする反動勢力とのたたかいなしには九条は守れないし、真の平和は得られない。

一票が生きる制度に

河野富士夫

昨年の衆議院選挙の投票率は52・66％で戦後最低でした。投票は主権者の権利なのを意識してしっかり投票に行くようにと繰り返し呼びかけが行われました。

しかし低投票率の理由はそれだけでしょうか。ちょっと話は長くなりますが、私は50年もの投票で「悪ズレ」して自分の投票した候補者が当選したかどうかなどは気に懸けず、支持する政党が伸びたか否かしか気にならなくなりました。しかし初めて投票したとき大学生の時はこうではありませんでした。革新がいいなと思っている程度で、特に支持する政党はありませんでした。名前は覚えていませんが、新聞に社会党のある候補がもう少しで当選かとあったので、ガンバレと思ってその人に入れました（私は昔から判官びいき）。しかし、落選。とてもがっかりしました。しかしこれは忘れてはならない選挙の原点です。

投票は自分の意とする候補者が通らなければ意欲がそがれます。ところが首長選挙でもないのに小選挙区制で、比較第１党の一人しか当選しません。そのため死票が山をなし、今回は総投票数の48％もが死票になりました。そして比較第１党の自民党の「虚構の圧勝」です。これでは投票率は下がるばかりです。死票など出さずみんなの票が生きる制度でなければ。１９９６年（平成８年）に、これまでの中選挙区制が廃止され、今の小選挙区並立制が導入されました。するとそれまで平均72％あった投票率が平均62％へと10％も落ちたのです。憲法前文に「正当に選挙された国会」とあるのに小選挙区制とは、いかんぜよ。

肝心なことは一票が生きる制度にすることです。土俵をもっともっと広げなければなりません。そして投票方法ですが、一番無駄がないのは政党名での投票でしょう。しかしやはり地域の代表が欲しいとか、候補者の個性や魅力も確かめたいとか、やはり美男美女が…という声も大事です。ひとつの価値観を押し付けずにどう調整するかが難しいところです。

短歌３首をお届けします

黒木　利忠

2015年は平和憲法が活きる年

九条が活きているから戦争で殺し殺され嘆くことなく

我が家には遺産らしきは何もないだけど宝の九条がある

憲法を踏み躙る奴許さない共同の輪を更に広げて

映画「ひまわり」を見て

河野　正子

昨年12月に上映された映画「ひまわり」を見に行きました。副題は「沖縄は忘れないあの日の空を」とあります。あの日とは、主人公良太の身近で起こった二つの事件のことです。良太は２００４年８月、沖縄国際大学に米海兵隊のヘリコプターが墜落，炎上するのを、孫と一緒に目撃します。それは１９５９年６月に小学６年生の良太が体験した恐怖を呼び覚まします。嘉手納基地を飛び立った米軍ジェット機が宮森小学校に激突し、住民６名、学童11名が命を落とした大惨事のことです。良太の友達も目の前で殺されてしまいます。しかし彼はそのことを決して口にしようとはしません…。

映画を見ながらいろいろな思い出が浮かんできました。１９９７年12月に、日本独文学会が沖縄国際大学で開かれました。学会を途中で抜け出し、４号館（？）の屋上にのぼりました。息抜きのつもりだったのに、目の前には広大な普天間基地が広がっていました。地元のボランティアの方の説明はショックなことばかりでした。「朝、右の入口から兵隊が地下に入り、夕方になって数百メーター先の左の出口からでてきます。一体あそこで一日中なにをしているのでしょうか」また「あの建物には核兵器があるのではないかと言われていますが、日本人は誰も近づけないので断言できません。日本には非核三原則があるのにね」とか。

２００６年夫が定年退職しましたその記念旅行は本人のたっての希望で沖縄になりました。主人の父は１９４５年６月に沖縄で戦死しました。摩文仁の平和記念公園の「平和の礎」に主人の父の名前も刻まれています。子や孫、親戚合わせて総勢12人でお参りしました。亡き義父も喜んでくれたことでしょう。孫たちは広大な公園を喜んで駆け回っていましたが、大人たちはそれを複雑な気持ちで眺めていました。沖縄県民、日本人兵士、米国人など沖縄戦で亡くなった24万もの人々の名前がずらりと並んでいるからです。

映画は、２０１２年のピース・スカイコンサートといっぱいに咲き誇るひまわりの畑で終わります。明日を目指して。

〈行事案内〉

■「大宮九条の会」新春のつどい

1月29日（木）13:30-16:30神宮北自治公民館（参加費千円以下）

第一部講演「「憲法を手にいのちが輝く未来を」講師　成見暁子弁護士

第二部　峰田知恵子さんの新春落語

演目は「徂徠豆腐（そうらいどうふ）」

第三部　懇親会

■第77回憲法と平和を考えるつどい

2月11日AM10:00～12:30

宮崎市中央公民館３階大研修室

講演「経済」より「命」－大飯原発訴訟福井地裁判決の歴史的意義と憲法の定める生存権　講師・島田広（大飯原発運転差止訴訟弁護団・弁護士）

■ピースウオーク（当会主催）

2月11日講演終了後、コースは、会場前－宮崎駅構内－高千穂通り－山形屋前交差点－若草通り－宮崎駅で解散（30分ほど）ふるって参加を！

■大淀九条の会15年度第１回例会

2月27日（金）14:00-16:00（200円）

会場　大淀公民館２階中研修室

講師　藤原宏志（元宮崎大学学長）

講演「**インダス文明の滅亡と憲法九条**」

話題の２つの経済学書を紹介しつつ、「格差拡大」をもたらすだけのグローバル資本主義は終焉を迎え、これからの社会は九条の思想が重要となる。

■映画「日本と原発」上映会

3月1日（日）13:15～　宮崎中央公民館３階、川内訴訟弁護団報告もあります。入場料500円

問い合せ先0985-28-0600コープ宮崎

会費とカンパのお願い

日頃より当会へのご協力有り難うございます。当会の活動は会員（約550名）の会費とカンパ、その他で賄われています。

９条改憲の動きが強まる中、当会の役割はきわめて大きくなっています。平和憲法を守り活かす草の根の運動を宮崎県下で、一層発展させるため、さらに奮闘する所存です。申し訳ございませんが、年会費・カンパをお願いします。

郵便局振り込み先　口座記号番号

０１７６０　４　１３１２４４

加入者名　みやざき九条の会

年会費　１０００円

カンパ（任意）

同封の振込用紙をお使い下さい。振込用紙を使って郵便局ATMから送金していただくと当会負担の振込手数料130円（集計年間約２万円）が50円割安になります。

なお、当会の活動に伴う主な支出項目は次の通りです。

ニュース発行（印刷、郵送代など）、事務局費、会議費、備品費（ハンドマイクなど）、九条の会全国集会（東京）派遣旅費補助、他団体協力費（原発再稼働反対集会など）、講演会、各種集会・街頭行動などに伴う諸経費

原発避難を考える緊急署名（14年8月）に参加された皆様へ

原発避難を考える緊急署名が目指したこと

鶴内敏之（原発避難を考える緊急署名の会事務局）

私たちの暮らす宮崎は川内原発の風下にあり、過酷事故がおきれば甚大な被害を受けます。その川内原発が再稼働第1号にされようとしています。それならばこちらはその第一号の川内で原発再稼働議論を止めてしまおう、その大きな世論を作り宮崎県に再稼働反対の意思を示してもらおうというのが緊急署名活動の始まりでした。

「会」の設立の翌日から、記者会見と同時に署名活動を開始しました。数日後から、近くの方はカンパを添えて持参され、また封書やFAXで署名が寄せられ始めました。インターネットを利用したネット署名も試み650名の署名がたくさんのコメントとともに寄せれました。締切日が近づくと、タクシーで持参するという方、子供の声がするお母さんが沢山集めたが持っていく交通手段が無い、等など多くの問い合わせの電話が来ました。県内外からの封書での送付は100通近くになりました。再稼働に反対する沢山の署名、カンパ、励ましの言葉の数々、本当にありがとうございました。

約一ヶ月で集まった、命の重さが詰まった署名は35,621筆！

ご承知のとおり宮崎県議会、市議会は川内原発の風下に暮らす私たちの願いや希望に応えることもなく、再稼働に反対を表明することを求める請願を不採択としました（昨年9月）。県民から寄せられた原発の再稼働に対する不安、再稼働に反対する3万5千を超えた署名を代理の担当課に受け取らせた昨年再選の2期目になった県知事、多忙を理由に署名目録の受け取りに、面会もしようとしない県議会正副議長は、県民の声にどう向きあおうとしているのでしょうか。

原発立地自治体である薩摩川内市に続き鹿児島県も早々と再稼働の合意をしました。その一方で、年開けに再稼働が延び、更に4月以降に延びるのは、2基で4万ページにもなるという工事関係と保安関係の2種類の認可書の提出遅れや内容の不備が原因とのこと。認可のあとにはそれに基づいた、規制委による現場での確認検査が待っています。その確認検査で満点を取れるとは限りません。何もかも終わっていつが本当のゴーサインになるのか？

しかしながら、油断は禁物です。現政権は、統一地方選を待って一気に再稼働時期を狙っているだけかもしれません。日本中の原発が廃炉に舵を切るまでは私たちのいのちを守る声はこれからも絶えることはありません。これからも手を携えて共に歩んで参りましょう。

〈秘密保護法の廃止〉及び〈7.1集団的自衛権行使「閣議決定」の撤回〉を求める請願署名と県内自治体議会への請願活動について

野中善政（「秘密保護法を考える市民の会」事務局）

2013年12月6日、安倍政権が謀略的な手順で特定秘密保護法の強行成立に走ったことが契機となり、昨年1月10日にみやざき九条の会を含む県内の民主団体、弁護士、政党関係者を含む市民多数が参加し、この法律の廃止を目指す「秘密保護法を考える市民の会」が結成されました。

今年7月1日、安倍政権が憲法の空洞化をさらに大きく一歩進めるべく、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行したことを戦後政治史における最大事件と受けとめ、この一年間、他の市民団体と共に「特定秘密保護法の廃止」、「7.1閣議決定の撤回」を目指し、政府・国会への意見書の採択を求める県内自治体議会への請願、また街頭宣伝、署名活動など安倍政権による軍事立国化 阻止を市民に訴える活動を展開してきました。

「みやざき九条の会」の名で署名活動、議会請願を行ったわけではありませんが、実際に関わったメンバーが「みやざき九条の会」の会員と重なり、「みやざき九条の会」の活動でもあったと理解しても差支えないと思います。

実際、このような意図から、2014年7月13日（日）に、「戦争する国止めよう交流会」の名称で、当会主催で、県内「九条の会」交流

会が開催されました。

〈請願署名について〉

「秘密保護法を考える市民の会」は4月17日から12月18日に掛けて、8、9月を除く毎月第3木曜日、計7回にわたり、山形屋前交差点で、「秘密保護法の廃止」、「7・1閣議決定の撤回」を求める街頭宣伝と署名活動を行い、また本ニュースで鶴内敏之さんが報告されている「8月緊急署名行動」に参加しました。この「緊急署名行動」では、市内7箇所の県民生協店舗で、4日間に亘り、3種類の署名（①「特定秘密保護法の廃止」②「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回」③「川内原発再稼動反対」）の一斉募集活動を行いました。参加者の延べ人数は200名弱に上り、署名数の総計は、その後「みやざき九条の会」が独自に集めたもの、「秘密保護法を考える市民の会」が市内デパート前で8月以前に集めたものを加え、9月29日現在で、①、②について、それぞれ、1096筆、1046筆に上りましたが、③については短期間に県内から3300筆以上集めとのことです。①・②と③で署名数に大きな差が生じた最大の理由は全県的に取り組まれたか否かによるものです。③は県議会への請願署名として全県的に取り組まれ、また3.11以降、原発事故・放射能汚染が地元住民にとって身近で共感しやすい問題であるのに対し、①、②は安倍政権の憲法無視の姿勢、軍事立法に反対し、法律の廃止や閣議決定の撤回を求めるものであり、緊急性・重要性において決して劣るものではありませんが、一般市民が街頭での訴えに直ちに応じるには多少敷居が高い問題であるのは事実ですから、このことが署名数に反映されたようです。ともあれ、8月以降の署名数も加え、2015年1月17日現在の署名数は

①特定秘密保護法廃止
　1171　筆

②集団的自衛権の行使容認撤回
　1091　筆

に上り、それぞれ署名集約先の「新聞労連」、「九条の会」に送付されています。署名活動へのご協力に対し、重ねてお礼申しあげます。

〈議会請願について〉

今年3月以降、「秘密保護法を考える」市民の会は、みやざき九条の会、平和委員会、革新懇、新日本婦人の会、民主医療機関連合会、原発避難緊急署名の会、宮崎弁護士会、その他諸団体と共に、県内自治体議会に、特定秘密保護法の廃止、7.1閣議決定の撤回を求める政府・国会への意見書の採択を求め、請願・陳情を行いました。

当初から請願の採択は非常に難しい状況と思われましたが、一昨年12月の国会審議の状況を踏まえ、可能な限り、県議会、宮崎市議会の各会派の議員と面会するなど働きかけました。しかし県議会では共産党、県民連合宮崎（社民党＋民主党）、宮崎市議会では共産党、社民党の賛同を得るに留まりました。宮崎市議会・県議会以外の市町では専ら共産党議員に紹介議員を依頼すると形となりましたが、「市民の会」の有志は8月21日、9月9日、11月25日にそれぞれ美郷町、門川町、えびの市を訪問し、議員との面会、あるいは議会傍聴に臨みました。えびの市では宮崎市議会、県議会に続き、社民党議員から紹介議員の承諾を得ることができました。

残念ながら、3月の宮崎市議会を例外として、多くの議会では委員会の議論がほとんど行われないまま、議会本会議の採決にそのまま持ち込まれる結果となり、戦後70年（「大淀九条の会」矢野勝敏さんの言葉を借りると明治維新から敗戦までの時間に相当する）を経て、省時間・議論抜き・万歳三唱の大政翼賛会に先祖返りしたと思わせるような状況でした。

しかし、このような中で県内3つの町議会（門川町、美郷町、綾町）で意見書が採択されたことは晴天の霹靂でした。

また延岡市のように僅差（賛成12名、反対14名）で採択されなかった議会、そのほか議員間の話し合いがある程度を進み、請願の趣旨（表現）によっては、ぎりぎりで採択される可能性があった議会もありました。

綾町の場合は、請願提出が決まった段階で、現地での小規模学習会、署名活動が行われ、また地元民が議員に直接働きかける取り組みが行われ、結果的に、ぎりぎりのところで請願が採択されたようです。

党議拘束が弱く、議員がある程度自立しており、かつ請願に熱意を持つ紹介議員がいる町村議会では、たとえ保守色の濃い議会であっても、議員や地元民の説得が功を奏することが分りました。

綾町で独自に請願署名にも取り組んだ森崎志津子さんは、綾町本会議で請願が採択された瞬間について次のよう語っています。「5対4で可決するところでしたが、若手の議員がまちがって立たず、ドッキリの場面がありましたが、予想していなかった議員が立ってくれていて、5対4の可決になりました。その立ってくれた議員は、あと一歩働きかけてみようと思いたち、本会議2日前に議員宅を訪問しお会いできた方でした。ふりかえってみるとなんともひやっとする、でも幸運な可決でした。地方議会は、住民と議員の顔が見える関係なので、あきらめないことが大事なのだと実感しました。」